

平成17年第2回
西多摩衛生組合議会会議録

平成17年11月24日

西多摩衛生組合議会

平成17年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成17年11月24日(木)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	野澤 久人	副管理者	猪俣 正興

(瑞穂町職務代理者助役)

収 入 役 北村 健

監査委員 沖倉 強

出席議員

1 番 小山 時夫	2 番 高橋 征夫	3 番 福島千恵子
4 番 大西 英治	5 番 浜中 啓一	6 番 木下 克利
7 番 秋山 猛	8 番 佐藤 征一	9 番 露木 諒
10 番 清水 信作	11 番 遠藤 洋一	12 番 羽場

一
茂

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	柰 克彦	業 務 課 長	加藤 一夫
---------	------	---------	-------

(施設課長兼務)

総 務 課 長	谷部 清	管 理 課 長	島田 善道
---------	------	---------	-------

構成市町職員

青梅市環境経済部長	榊田 明男	羽村市産業環境部長	羽村 誠
福生市生活環境部長	田辺 恒久	瑞穂町生活環境課長	鈴木 延男

平成 17 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会次第

平成 17 年 11 月 24 日 (木)

午後 1 時 30 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 認定第 1 号 平成 16 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第 9 号 西多摩衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

日程第 5 議案第 10 号 西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 11 号 平成 17 年度西多摩衛生組合補正予算 (第 1 号)

日程第 7 議案第 12 号 平成 17 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

午後1時30分 開会

○議長（清水信作） 皆さんこんにちは。大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は、平成17年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成17年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 皆様こんにちは。議長のお許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、平成17年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず全員の議員の皆様方にご出席を賜り開催できますことを厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

現在の組合の事務事業の状況でございますけれども、平成17年度のごみ搬入量につきましては、後ほど資料もございますが、平成17年10月末現在で約4万3,300トンが搬入されております。これは前年度の同時期と比較いたしまして約1,400トン、3.1%の減となっておりますが、平成17年度末では7万2,000トンが搬入されるのではないかと予想しているところでございます。

搬入量の内訳を見ますと、一般家庭から排出されますごみが0.9%増となっておりますが、資源化できないプラスチック類の焼却を開始したことによるもので、二ツ塚処分場埋立ての減量分を考慮すると、構成市町のごみ量と経費削減には大きく貢献しているところであります。

また、事業系の一般廃棄物は15.7%の大幅な減となっております、平成18年度実施の食品リサイクル法に先立ち、構成市町における積極的な排出抑制の指導と、ごみ処理手数料の改定が主な原因ではないかと思われまます。

次に、フレッシュランド西多摩につきましては、開設4年目となりまして、平成17年度の利用客数は10月末で約8万4,000人となっております、1日平均で申し上げますと467人となっております。

なお、近隣に大型の浴場施設ができたことなどにより、若干ではありますが、年々利用者が減少しているのが現状でございますけれども、今後はさらに多くの皆様にご利用いただけますよう、イベント等の開催も含め内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げさせていただきます案件につきましては、平成16年度西多摩衛生組合歳入歳出決算についてのほか4件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

極めて簡単ではございますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水信作） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 53 条の規定により、議長において指名いたします。

3 番 福 島 千恵子 議員

4 番 大 西 英 治 議員

以上、2 名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。空事務局長。

○事務局長（空 克彦） 諸報告に先立ちまして、議員の皆様方には私初めてでございますので、自己紹介をさせていただきます。

去る平成 17 年 8 月 1 日より、羽村市からの派遣で当組合の事務局長を務めさせていただいております空克彦と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第 604 号、平成 17 年 11 月 17 日付をもちまして管理者より議長あてに、平成 17 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元に配付いたしております議事日程の順序により進めさせていただくことといたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、本定例会における議事説明員といたしまして正副管理者、収入役及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをあわせてご報告申し上げます。

なお、副管理者であります瑞穂町長でございますが、公務が重なりまして、猪俣助役にご出席いただきましたことをご了承いただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長（清水信作） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとお進めますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、11 月 24 日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水信作） 異議なしと認めます。よって、会期については本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第 3、認定第 1 号、平成 16 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） それでは、ただいま議題となりました認定第 1 号、平成 16 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件についてご説明申し上げます。

平成 16 年度のごみ焼却量につきましては、実績で申し上げまして 7 万 3,282 トンでございまして、前年度比較 5.2%の減となっております。これは構成市町の収集方法や分別方法の変更によるごみ減量対策の賜物であると考えております。

決算の内容でございますが、歳入におきましては、収入済額で36億4,642万998円でございます。このうち約95%が構成市町の分賦金収入となっております。歳出の支出済額といたしましては、35億7,035万6,496円でございます。予算に対する執行率は98.22%となっております。歳入から歳出を差し引いた後の残額7,606万4,502円は翌年度への繰り越しとなっております。

以上が決算の概要でございますが、平成16年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳細内容につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（清水信作） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） それでは、決算の内容につきましてご説明を申し上げます。

決算書をごらんいただきたいと存じます。お手元にご配付いたしました決算書でございますが、2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表となっております。4ページから7ページにわたります。歳入歳出決算の内容を記載してございます。9ページ以降につきましては付属資料となります。事項別明細書でございます。

それでは、10ページ、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、第1款分賦金につきましては、収入済額34億7,465万4,000円で、これは3市1町からの分賦金収入でございます。歳入総額の95.29%を占める割合となっております。

また、構成市町別の金額につきましては、備考欄のとおりでございます。割合で見ますと青梅市46.49%、福生市20.99%、羽村市19.25%、瑞穂町13.27%となっております。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、収入済額7,347万4,603円で収入総額の2.01%の割合となっております。主なものといたしましては、浴場施設使用料の6,662万6,670円、余熱利用施設の食堂等の行政財産使用料の478万9,967円でございます。

次に、第3款財産収入につきましては、収入済額248万7,360円で、これは普通財産の土地を資産活用したもので、収入総額の0.07%の割合となっております。

12ページ、13ページをお開き願います。

第4款繰越金につきましては、収入済額7,798万9,069円で、これは平成15年度からの繰越金で、歳入総額の2.14%の割合となっております。

次に、第5款諸収入につきましては、収入済額1,781万5,966円で、歳入総額の0.49%の割合となっております。内訳といたしましては、第1項預金利子で、収入済額13万6,016円で、主に歳計現金の運用による預金利子収入でございます。

第2項雑入では、収入済額1,767万9,950円で、主なものといたしましては、BSE問題の発生により平成13年12月から平成16年12月16日までの間、肉骨粉の焼却処理を行い、16年度には約490トンの処理を行ったことによる肉骨粉焼却受託金で1,156万3,812円、飲料水自販機等電気料で321万82円でございます。

以上、歳入につきましては予算現額36億3,500万円に対しまして調定額、収入済額ともに36億4,642万998円でございます。不納欠損額、収入未済額はともにございません。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございますが、第1款議会費につきましては、支出済額119万9,490円、予算現額に対しまして執行率83.88%、不用額は23万510円でございます。主なものといたしましては、1節報酬

の101万円でございます。

次に、第2款事務所費でございますが、支出済額2億2,251万3,369円、予算現額に対しまして執行率98.33%、不用額は377万5,631円でございます。

1目一般管理費の支出済額2億702万5,940円の主なものといたしましては、特別職5名分と一般職職員14名分の人件費では、2節給料の6,389万9,000円、3節職員手当等の6,572万7,488円、16ページ、17ページをお開き願ひまして、4節共済費の1,635万2,691円でございます。

11節需用費の398万9,289円につきましては、消耗品で142万3,663円、印刷製本費で241万1,474円が主なものでございます。

12節役務費では通信運搬費等で85万4,226円を支出しております。

13節委託料では152万265円を支出しております。これは職員健康診断委託料29万1,635円、産業医委託料76万9,200円が主なものでございます。

14節使用料及び賃借料の362万6,021円につきましては、事務機器使用料196万9,695円、人事給与管理システム使用料130万1,196円が主な支出でございます。

次に、18ページ、19ページをお開き願ひます。

19節負担金補助及び交付金では5,049万4,100円を支出しております。主なものといたしましては、羽村市と瑞穂町の環境対策協議会への地域環境対策協議会助成金130万円と、当組合が羽村市と瑞穂町の行政区域にありますことから、周辺住民対策としてさまざまな環境整備等をしなければならないということで、羽村市へ3,200万円、瑞穂町へ1,600万円の地元負担金4,800万円でございます。

第2目庁舎管理費では1,548万7,429円の支出となっております。主な内訳といたしましては、7節賃金では368万3,200円で、日常清掃パート4名と事務のパート1名、合計5名分の賃金でございます。

11節需用費では73万5,933円で、エレベーター停電時非常用バッテリーの交換等修繕料66万1,500円が主なものでございます。

12節役務費では72万9,000円を支出してありまして、建物、収容品の火災保険料でございます。

13節委託料では1,007万550円を支出しております。これは庁舎内のワックスがけや窓清掃の庁舎清掃委託料、法令により実施しております消防設備点検委託料、給排水衛生設備検査清掃委託料などでございます。

20ページ、21ページをお開き願ひます。

次に、第3款じん芥処理費でございますが、支出済額10億2,165万5,326円、予算現額に対しまして執行率95.45%、不用額は4,865万9,674円でございます。主なものといたしましては、職員14名分の人件費では、2節給料の6,353万6,400円、3節職員手当等の5,526万3,098円、4節共済費の1,767万7,066円でございます。

7節賃金の970万3,580円につきましては、環境整備等に従事する臨時職員6名分の賃金でございます。

11節需用費につきましては、2億4,785万5,356円の支出となっております。主なものといたしましては、公害防止用に用います活性炭、消石灰などの薬品類を購入した消耗品費で1億1,762万1,804円、施設稼働に要する光熱水費で1億1,743万9,229円でございます。

なお、3,122万1,644円の不用額が出ておりますが、これはごみ搬入量が予定より1,700トンほど少なかったことにより焼却に必要な薬品類の購入量が減ったこと、経費削減を目的に電気の購入

契約を変更したことによるものでございます。

12 節役務費につきましては 172 万 4,980 円の支出となっております。これはプラントの火災保険料 147 万 252 円が主なものでございます。

22 ページ、23 ページをお開き願います。

13 節委託料につきましては 2 億 2,851 万 2,965 円の支出となっております。主なものといたしましては、ごみ焼却業務委託料 1 億 1,599 万 9,800 円、残灰運搬委託料 1,414 万 1,749 円、環境調査委託料 1,365 万円、中央監視設備保守点検委託料 1,389 万 9,900 円でございます。

15 節工事請負費につきましては 3 億 8,996 万 4,750 円の支出となっております。これは毎年実施しております施設維持整備工事の 3 億 6,860 万 2,500 円、緊急修繕工事の 1,862 万 1,750 円が主なものでございます。不用額の 952 万 9,250 円につきましては、施設維持整備工事の契約差金 715 万 500 円が主なものでございます。

18 節備品購入費につきましては 283 万 3,071 円を支出しております。これはごみ受入計量システム変更に伴う計量器用パーソナルコンピューター購入で 163 万 8,000 円、構内整備で使用いたします植栽用消毒機 37 万 9,000 円が主なものでございます。

24 ページ、25 ページをお開き願います。

19 節負担金補助及び交付金では 129 万 2,300 円を支出しております。これは職員互助組合の補助金 108 万 6,000 円が主なものでございます。

27 節公課費につきましては 307 万 7,600 円を支出しております。これは公害健康被害の補償等に関する法律に基づき毎年徴収されます汚染負荷量賦課金でございます。

次に、第 4 款余熱利用施設事業費でございますが、支出済額 1 億 2,597 万 4,016 円、予算現額に対しまして執行率 95.15%、不用額は 642 万 5,984 円でございます。主なものといたしましては、職員 1 名分の人件費では、2 節給料の 500 万 8,800 円、3 節職員手当等の 428 万 364 円、4 節共済費の 160 万 8,211 円でございます。

7 節賃金の 137 万 8,510 円につきましては、臨時職員 1 名分の賃金でございます。

11 節需用費では 4,667 万 2,383 円を支出しております。これはシャンプー類や循環器用消耗品等を購入しております消耗品費で 726 万 9,395 円、26 ページ、27 ページをお開き願いまして、光熱水費 3,712 万 5,297 円が主なものでございます。

13 節委託料では 6,232 万 3,284 円を支出しております。主なものといたしましては、余熱利用施設の受付業務と館内の清掃等維持管理業務の受付及び清掃等業務委託料 5,146 万 8,249 円、浴場の循環システム点検の浴槽循環設備点検委託料 183 万 1,200 円、余熱利用施設の空調機関係の設備機器保守点検整備委託料 311 万 3,250 円が主なものでございます。

28 ページ、29 ページをお開き願います。

14 節使用料及び賃借料の 235 万 7,575 円の支出につきましては、サウナマットの賃借料 193 万 7,838 円が主なものでございます。

次に、第 5 款公債費でございますが、支出済額 21 億 9,901 万 4,295 円、予算現額に対しまして執行率 99.99%、不用額は 12 万 8,705 円でございます。

1 目元金では 17 億 9,052 万 66 円を支出しております。これは平成 3 年度に借り入れた建設用地債の 5,037 万 5,068 円、平成 6 年度から平成 9 年度にかけて借り入れた整備事業債の 17 億 1,923 万 4,899 円、平成 12 年度に借り入れた余熱利用施設建設事業債の 2,091 万 99 円でございます。

2 目利子では 4 億 849 万 4,229 円を支出しております、これは余熱利用施設建設事業債として

平成 12 年、13 年度に財務省と東京都から借り入れた利子の償還の 1,601 万 3,208 円、建設用地債の 769 万 7,776 円、整備事業債の 3 億 8,474 万 3,245 円でございます。

以上、歳出につきましては予算現額 36 億 3,500 万円に対しまして支出済額 35 億 7,035 万 6,496 円、不用額 6,464 万 3,504 円、執行率 98.22%でございます。

31 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 36 億 4,642 万 1,000 円、歳出総額 35 億 7,035 万 6,000 円、歳入歳出差引額 7,606 万 5,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 7,606 万 5,000 円でございます。

32 ページ、33 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、土地及び建物については、決算年度中の増減はございません。

34 ページをお開き願います。

物品の調書でございますが、物品につきましては 16 年度中にごみ受入計量器システムの変更に伴う計量器用ソフト機器 1 台がふえております。その他決算年度中の増減はございません。

以上で平成 16 年度歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○議長（清水信作） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。沖倉強監査委員。

○監査委員（沖倉 強） それでは、ご指名をいただきましたので、平成 16 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査報告をいたします。

平成 16 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る平成 17 年 9 月 29 日午前 9 時から組合会議室におきまして小山監査委員とともに管理者、収入役等関係職員の出席を求め決算審査を実施いたしました。審査の結果、別紙審査意見書を送付いたしておりますことをあらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当りましては、管理者から提出されました決算書類等が地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきましてそれぞれ関係諸帳簿、証書類等との照合を主眼として実施いたしました。

その結果、審査に付されました決算は、地方自治法等その他関係法令に準拠して作成されており、決算の計数についても関係諸帳簿等との照合の結果、誤りはなく、証書等の保管も適正であるということを確認いたしました。

なお、ごみ処理業務及び住民の福祉の増進である余熱施設事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、所期の目的が達成されていることを確認いたしました。

厳しい財政状況を踏まえ、組合業務における各種契約方法及び委託内容の見直しもかなり図られているところではありますが、ごみ処理施設及び余熱利用施設の建設事業に要した費用はその大半が地方債であり、財政負担は組合のみならず構成市町にとっても大きな負担となっているところから、さらなる継続的な経費の節減と効率的な財政運営に努めるとともに、常に適正かつ公明、公平な事務事業を執行され、適正な維持管理のもとに地域住民の付託にこたえることを希望し、決算審査意見書といたしました。

以上、平成 16 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（清水信作） 以上で監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。佐藤議員。

○8 番（佐藤征一） それでは、質問をさせていただきますが、まず職員の特務手当と委託料との整合性についてお尋ねしたいと思います。

まず初めに、歳出で14ページになりますが、まずこの14ページ、職員手当等がありますが、特務手当96万6,000円とあります。そして次のじん芥処理の20ページになります。20ページのじん芥処理費ですが、この21ページに載っております、ここにも特務手当96万6,000円、同じような金額で、同一金額ですが、それに対して、これはどのような特務なのか、例規集、条例を読みますと、非常に危険であるとか、あるいは汚いというような、汚いという表現は悪いかと思いますが、そういった手当において支給されているとあります。

しかし、私は考えるには、委託料の分になるとそういった、じん芥の委託料、まず23ページの委託料、大変たくさんありますが、もう本当に委託ばかりしているというような感じでございますが、これについて、この委託料の中にごみ焼却業務委託料1億1,500万、約1億1,600万円というのがありますが、この中に危険な業務も当然含まれているのではないかとこのように考えるんですが、いかがなものでしょうか。

それから続きまして、職員の給料の中に勤勉手当というようなものが、これは条例を見ますと、月に20日以上一生懸命出勤し、仕事をしていただいた方にはこれこれこういう金額を出しますよというふうにはなっていて、しかし、一生懸命仕事をするのは当然でありまして、休んでいる方が普通であり、休まないのが特殊であるというふうな考えでは、これはちょっとおかしいのではないかと思います。これはこの議会組合に限らずすべての議会、大阪でもいろいろと問題になりましたけれども、すべてがそうであります。

それとあともう一つです。この中に庁舎管理費とあります。庁舎管理費の中に、19ページです。エレベーター点検委託料とあります。128万2,050円、それから自動ドア点検委託料81万9,000円とあります。これはエレベーターの数と、何階ぐらいまでエレベーターがあるのか、私も知っていて聞くのも申しわけございませんが、お尋ねさせていただきます。

そして、これにつきましてはやはり手前味噌になりますけれども、羽村市の庁舎のエレベーター点検等の費用と比較しますと、非常に高い委託料を払っているような気がいたします。その辺のところをぜひご説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水信作） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） それでは、私の方からご質問いただきましたうちの特務手当と、あと委託料の関係につきましてご説明をさせていただきます。

特務手当につきましては、一般職の職員の給与に関する法律第13条の規定により、著しく危険、または不快なもの、そういうものについて、特殊な任務について、俸給等で考慮できないものが適当であると認められたものについて支払うというふうにされております。

この清掃工場におきましては、労働安全法第53条3項、または労働安全規則第36項にありますように、危険または有害な業務というもので規定されております。このことから、平成16年度におきましては、危険、または不快ということで職員1人当たり1日300円の特務手当を支給しております。

しかしながら、やはりご質問にもありましたように、社会通念も変化してきていることでありますので、本年度10月より特殊勤務に関する規則の一部改正を行いまして、危険手当として工場内に実際に立ち入る者に限り支給するように、また事務職への支給については特殊勤務命令があった場合のみというような形で改正をしております。

あと委託料の方でございますが、この委託料につきましては夕方から夜にかけてのものでありますので、職員は昼間、やはり工場内の危険箇所へ立ち入ることがありますので、その部分についての特殊勤務手当ということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清水信作） 島田課長。

○管理課長（島田善道） それでは、私の方からエレベーターの件でご説明をさせていただきます。

エレベーター、全施設、全部で3台ほどございます。年6回の点検委託ということでございます。

以上です。

○議長（清水信作） 谷部課長。

○総務課長（谷部 清） 勤勉手当の関係でございますが、これにつきましても給与条例の方で定めであるわけでございますけれども、いろいろ社会通念が変わってくる中で、その辺は検討する必要があるのかと思っておりますが、今のところは条例等の根拠に基づきまして支給をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（清水信作） 佐藤議員。

○8番（佐藤征一） わかりました。エレベーターの件は3台あるということですので、これはそういうことであれば妥当な金額ではないかと思っております。

次に、危険な手当の方は10月に改定をして、現在大分削ったというような話でありますので、これはさらに精査していただきたいと思っております。

そして、勤勉手当なんですけれども、これはぜひ来年度予算の方で十二分にお考えいただきたい、このように思います。

そういったことについてコメントがあるようでしたらお願いしたいと思っております。

○議長（清水信作） 杵事務局長。

○事務局長（杵 克彦） 勤勉手当につきましては、構成市町と大体同様な形で実施しておりますので、その動向を見ながら判断していきたいと思っております。

以上です。

○8番（佐藤征一） 以上で終わります。

○議長（清水信作） ほかにございますか。高橋議員。

○2番（高橋征夫） 私はちょっとこの議会は初めてなもので、皆さんはご承知かと思っておりますが、私自身理解していない点を3点にわたり質疑させていただきます。

まず第1点ですが、先ほども8番議員の方からいろいろ委託料について質疑が出たわけですが、私もこの報告を見させていただいて、例えば19ページ、消防設備点検委託料、あるいはまた複写機保守点検委託料、次のページの21ページですが、オーディオビジュアル保守点検委託料、多々出てきたものもあるんですが、事務報告書を見せていただきますと、かなりの国家資格等をお持ちの方々かなりおられるわけなんです。

我々一般的に考えられることは、その職務に携わった方についてはそれぐらいの国家資格等を持

っておられる方が多々おられるわけですので、それぐらいの保守点検等のあれは職員でできるものではないかなというような印象で私は常に見させていただいたわけなんです、その点、第1点でございます。

それから、できれば国家資格等を持っている方、法的にもいろいろ制約等はあるかと思いますが、これぐらいの保守点検とかそういうものはできるのではないかなと、そういうところをまず第1点。

それから、これもあれなんです、19 ページの地域環境対策協議会助成金 130 万円ございます。それから次の方に 4,800 万円ですか。地元負担金とございますが、この性格と、どういうわけでこれを負担するのか、その性格と、この助成金を出さなくてはいけない目的等についてちょっとお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（清水信作） 管理課長。

○管理課長（島田善道） 委託料の関係と、職員の有資格者の活用方法というご指摘だったと思えますけれども、先ほどご指摘いただきました消防設備とか、それからビジュアル関係とか、そういったものは直接有資格者とは関係がございませんで、我々の方の資格は、一つは電気主任技術者、それからボイラータービン主任技術者、これが資格者がいないと施設の稼働ができないということで、一番メリットのある資格なんです、これに付随する委託といたしますと、電気設備の点検委託とか、ボイラータービンの点検委託がございまして、今現在、1名ずつの配置となっております。

これらの点検につきましては、焼却炉の稼働に直接影響することがありまして、それからまた工事の期間が2週間ということで短いことから、なかなか電気主任技術者1人ですべてのプラントの関連も含めてチェックするということは、やはり現実的に不可能という実態がございまして。それから職員体制も今現在29名でやっておりますけれども、もうぎりぎりの必要最低限の職員体制となっております。

そういった側面がございまして、どうしても委託で業者の方に依頼をしまして、点検に要する職員を集めてもらって委託をしていくと、こういう状況がございまして。

○議長（清水信作） 谷部課長。

○総務課長（谷部 清） それでは、今ご質問いただきました地域環境対策協議会助成金と、あと地元負担金についてご説明申し上げます。

まず、地域環境対策協議会助成金でございますが、これにつきましては、当組合に隣接いたします羽村市と瑞穂町の各近隣町内会で平成3年に、ごみ行政の円滑化の推進と周辺環境の保全等を目的として設立された協議会がございまして、羽村市の協議会は9町会、瑞穂町が7町会で構成されております。

運営費につきましては、当組合からの助成金を当てると規約で定めてありまして、また当組合の助成金交付要綱におきましても、毎年度予算の範囲内で助成金を支払うように定めております。

助成金の使途でございますが、同要綱に定めてございまして、組合にかかる調査、研究に要する経費とされておりまして、毎年定期総会において事務報告をうちの方はいただいております。

また、地元負担金でございますが、これはやはり行政区域内に当組合がございまして、周辺住民対策としてさまざまな環境整備を行わなければいけないということで、羽村市と瑞穂町にそれぞれ支払っているわけでございますが、昭和44年の議員全員協議会で決定されたものでございます。

以上でございます。

○議長（清水信作） 高橋議員。

○2番（高橋征夫） ただいま答弁を受けたわけですが、地域環境対策協議会助成金、この助成金の使途等につきましては、こちらの方に毎年報告ということになっているわけですね。そうですか。はい、わかりました。

それで、この地元負担金の4,800万円ですね。これは先ほどちょっと金額的にも3,200万円と、瑞穂町の場合は1,600万円と受けているわけなんです、これはどういう関係で、同じ立場で迷惑をかけているのなら、これはヒフティーヒフティーになっても当然なのかなというようなごく単純な疑問を感じるわなんです、これにつきましてはどういう算出方法で出されているのかというのをちょっとお伺いいたします。

○議長（清水信作） 谷部課長。

○総務課長（谷部 清） 金額の内訳についてはちょっとわからない部分があるんですが、平成13年に「西多摩衛生組合環境センター周辺市町の地域振興に関する協定書」というものを、当組合の管理者と、あと羽村市長と瑞穂町長で結んでおります。その中において「目的を達成するために衛生組合は毎年度羽村市に対して3,200万円、瑞穂町に対して1,600万円を負担する」という協定を結んでおります。それに基づいての根拠なんです、金額の内訳は。

○議長（清水信作） 島田課長。

○管理課長（島田善道） 経過につきましては、ただいま総務課長が説明をしたとおりなんです、従来よりこの組合ができてから2対1というような、そういう取り決めと言ったらおかしいんですけども、慣例がございました。その時点はもう昭和30何年前のお話ですから、ちょっと我々もここはどうだったというのは今ご説明できないんですが、ここで3,200万円と1,600万円の根拠なんです、組合の敷地ですね。建物とかフレッシュランドも含めて、これがおおよそ羽村側の方が半分以上敷地に建っていると、瑞穂町の方の敷地は建物自体の面積というのですかね、その占める割合がちょうど2対1だということで、面積割合というような根拠もあるということでございます。

それで金額を計算しますと、おおよそここが民有地だったら固定資産税相当で計算していくとか、そういう考えも含めましてこの2対1の割合で金額が定められているということだという話でございます。

○議長（清水信作） 高橋議員。

○2番（高橋征夫） ただいまご質疑を聞いて理解できたような理解できないようなちょっとあれなんです、しかしこのように以前から比べますとかなりの権利変化を得ているという状況の中で、これはただ単純に私なんかは「なぜ」という疑問だけ残るわけですが、もうこの辺でぼちぼちやはりヒフティーヒフティーになるような方策もこの辺でとったらいかがかなというような感じを持っているわけなんです。

と申しますのは、確かに建物があれば固定資産税は高くなるでしょうし、また建物が建ってなければそれだけ低いというような、これは当然なことなんです、しかし同じ状況の中でお互いに負担を受けるわけであるならば、これは気持ちよくヒフティーヒフティーにさせていただければありがたいというのが瑞穂町の状況だと思うんです。

しかし、そういう経過を経て2対1という配分比例にこれはなっておりますので、これはもう今後検討課題としてやっていただけないのかどうか、その点だけ確認して終わりにしたいと思います。

○議長（清水信作） 管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 今まで疑問点があった中でのお話でございますので、今、高橋議員からのご提案を真摯に受け止めて、瑞穂町との協議もありますし、試算も、もう1回精査させていただきます。面積がそれぞれ、それぞれの民有地でしたら、あるいは市有地でしたら納税といいたいでしょうか、羽村はそれだけ納めるし、瑞穂町は損だと、その2分の1というのは絶対、それで金額を算定したという今ご説明もありました。それを私も聞いておりませんでしたので、初期に戻ってきちんと精査させていただきます。現実的な必要ありかどうかということを検討させていただきます。

○2 番（高橋征夫） 終わります。

○議長（清水信作） ほかにございますか。木下議員。

○6 番（木下克利） 伺います。フレッシュランドを指定管理者というような感じでの検討というのはございましたでしょうか。あれば、どういう考えかというのを明らかにしていただければと思います。

○議長（清水信作） 施設課長。

○施設課長（加藤一夫） フレッシュランド西多摩の指定管理者制度導入の予定があるかというようにご質問内容ではなからうかと思いますが、フレッシュランド西多摩、建設の目的が新しいごみ処理施設をつくる際の地元と約束した施設ということで、かなり運営に対しまして制約がございます。そういう中で、では指定管理者制度を設けた場合の所期の目的が達成できるかと申しますと、フレッシュランド西多摩、運営に関する地元市民と「運営に関する確認書」というのが締結されております。

そういう部分を含めると、地元の施設という考え方からいきますと、指定管理者制度の趣旨に合致しないのかなというふうに考えております。そういう部分で、当分現在の形の運営を続けさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清水信作） 露木議員。

○9 番（露木諒一） 浴場の施設の利用料が下がっていますけれども、先ほどの話だと周りに浴場施設があるということで、できて下がっているということですが、ちょっと難しくなっているところもありますので、今後の状況とか、また周りも非常に下がっているわけですね。現実としての利用、浴場施設が周りにできたと、どこにできたのか、また今後の見通しをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清水信作） 施設課長。

○施設課長（加藤一夫） フレッシュランド西多摩の利用状況の今後の見通しという形かと思うんですが、周辺、かなり昭島にスーパー銭湯、あるいはちょっと離れますが、武蔵村山にスーパー銭湯がございます。こちらの方がフレッシュランドオープン以降開設された大型の浴場施設でございますが、そういう部分も含めまして、今後の見通しということになりますと、毎年4%前後、これは新しいイベント等で私どもも集客力を高めていこうという努力はしていますが、毎年4%ぐらいは若干下がっていくのかなというふうに考えております。

平成20年で日量平均453名ぐらいの一応予定というような形になってでございます。ただ、今後努力いたしまして、その辺も補っていきなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清水信作） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水信作) ほかになければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水信作) ご異議なしと認めます。よって、認定第1号、平成16年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

2時30分まで休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○議長(清水信作) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4、議案第9号、西多摩衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(羽村市長 並木 心) ただいま議題となりました議案第9号、西多摩衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成16年6月9日に公布されました「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律」により地方公務員法の一部改正が行われました。この改正によりまして地方公務員法に第58条の2として「人事行政の運営等の状況の公表」の規定が追加され、平成17年4月1日から施行されたことに伴い、本条例を制定しようとするものでございます。

本条例につきましては、青梅市と羽村市では3月の定例会に、福生市では6月の定例会、瑞穂町では9月の定例議会に上程され、既に条例の制定が行われております。

当組合といたしましても、地域住民のより一層の納得と支持が得られるよう、年度内の公表を行いたいと考えておりますので、附則におきまして、この条例は平成17年12月1日から施行しようとするものであります。

条例の詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(清水信作) 谷部課長。

○総務課長(谷部 清) それでは、条例の詳細につきましてご説明申し上げます。

本条例につきましては、西多摩衛生組合における人事行政運営の公正性、透明性を高める観点から、その状況につきまして住民に公表することを目的としております。

条例の内容でございますが、第1条は「趣旨」で、西多摩衛生組合の人事行政の運営等の状況の公表に関して必要な事項を定めようとするものでございます。

第2条は「任命権者による報告」で、地方公共団体の長、各行政委員会、議会の長、代表監査委員、その他法令及び条例に基づく任命権者は、職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有しております。この規定はこれら任命権者が毎年1回、前年度における人事行政の運営の状況を管理者へ報告することを定めたものでございます。

第3条は「任命権者の報告事項」で、各任命権者が管理者に報告する事項を定めたもので、1号

から8号までの各号の内容は、人事行政運営等の状況の公表について規定した地方公務員法第58条の2の規定に基づいたものでございます。

第4条及び第5条は「公平委員会の報告並びに報告事項」で、第4条においては、公平委員会が毎年1回、管理者に対し前年度の状況を報告することを、第5条においては、報告する事項について定めたものでございます。

第6条は「管理者による公表」で、管理者は各任命権者並びに公平委員会から毎年1回報告を受け、それらを取りまとめ、その概要等を公表するというものでございます。

第7条は「管理者による公表の方法」で、人事行政の運営等の状況について、西多摩衛生組合の掲示場、ホームページへの掲載等により公表することを定めたものでございます。

附則は施行期日で、平成17年12月1日から施行しようとするものでございます。

以上で西多摩衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の説明とさせていただきます。

○議長（清水信作） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号、西多摩衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第10号、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました議案第10号、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、「公衆浴場の設置及び衛生措置等の基準に関する条例」の規定によりまして、10歳以上の男女の混浴が禁止されていることから、福祉風呂の使用の制限として介護人を「同姓の介護人」としておりましたが、東京都の生活環境部長の通知による運営において、10歳以上の男女の混浴の禁止の規定について「風紀を乱すおそれのある場合」と定義づけられたことから、福祉風呂における介護人について、例外規定を設け、家族等の介護人の場合の使用を認めるため一部改正をしようとするものでございます。

改正の詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（清水信作） 谷部課長。

○総務課長（谷部 清） それでは、詳細につきましてご説明申し上げます。

付属資料でございます新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

改正後の欄中、第4条「使用の制限」でございますが、第1項の後に第2項として「前項第3号に定める福祉風呂の使用制限において、家族等の介護人で秩序及び風紀を乱すおそれがないと認めるときは、この限りではない。」と加えております。ただいま管理者からの提案説明にもありまし

たが、これまでは使用制限を行ってまいりました。

しかし、福祉風呂を使用する際に、同姓の介護人の同伴がなければ使用を承認されないというのは、家族やボランティアの方が介護で利用する際に不都合であるというご意見をいただきまして、調べましたところ、「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う運用について」という東京都の通知がございまして、その中で「混浴とは男女が裸身等で同一浴槽（浴室）を同時に利用する場合で、かつ風紀を乱すおそれがある場合をいう。」という形で定義をされております。そのようなことで、同姓でなくとも家族等の介護人で秩序及び風紀を乱すおそれがない場合には、例外的に使用を認めようとするものでございます。

附則につきましては、この条例を平成 17 年 12 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で条例の説明とさせていただきます。

○議 長（清水信作） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。遠藤議員。

○11 番（遠藤洋一） 今の説明よくわかりますけれども、具体的に今までそういうような要請とか要求とか、あるいはお願いとかはあったんですか。

○議 長（清水信作） 施設課長。

○施設課長（加藤一夫） 今まで、この条例がないときにどのような対処をしていたかというようなご質問ではないかと思いますが、現在、このような形の中で運用でやらせていただいております。それで条例がございませんので、なかなかはっきり物が言えなかったというのが実情でございます。

その中でやはり苦情等、利用させてほしいという部分はございました。その辺がこの条例によりまして解決されるのかなと思っております。

以上でございます。

○11 番（遠藤洋一） はい、わかりました。

○議 長（清水信作） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水信作） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案第 10 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第 6、議案第 11 号、及び日程第 7、議案第 12 号の 2 件につきましては、関連がございましたので、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 11 号、平成 17 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）及び日程第 7、議案第 12 号、平成 17 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま一括議題となりました議案第 11 号、平成 17 年度西多

摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第12号、平成17年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきまして説明申し上げます。

まず、議案第11号、補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,100万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を38億8,900万円に変更しようとするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、歳入で繰越金の確定額を計上し、組合債での起債確定額を計上させていただき、分賦金との相殺をさせていただいております。歳出につきましては、人件費の人事配置による相殺と、需用費、委託料、工事請負費等の実績に基づきます経費の減額、互助組合の事業の見直しによる減額によるものでございます。

次に、議案第12号、平成17年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算（第1号）に基づきまして、分賦金の総額を1億2,166万4,000円減額いたしまして、35億866万6,000円に変更しようとするものでございます。

なお、議案第11号及び第12号の詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（清水信作） 谷部課長。

○総務課長（谷部 清） それでは、詳細につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第11号、平成17年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ5,100万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を38億8,900万円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の総額は第1表歳入歳出予算補正によるものと定めようとするものでございます。

第2条は、補正後の地方債の金額は第2表地方債補正によると定めようとするものでございます。恐れ入りますが、2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、第1款分賦金は1億2,166万4,000円減額いたしまして35億2,866万6,000円と定めようとするものでございます。

第4款繰越金は6,606万4,000円増額いたしまして、7,606万4,000円と定めようとするものでございます。

第6款組合債は460万円増額いたしまして2億1,100万円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は5,100万円減額いたしまして38億8,900万円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は2,050万2,000円減額いたしまして2億1,291万円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は3,042万円減額いたしまして13億1,235万1,000円と定めようとするものでございます。

第6款予備費は調整ございまして、7万8,000円減額いたしまして254万6,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は5,100万円減額いたしまして38億8,900万円と定めようとするものでございます。

次に、第2表地方債補正でございます。焼却灰搬出設備改造工事に関します起債の限度額を460万円増額いたしますので、2億1,100万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。6ページ、7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

7ページをごらんいただきたいと存じます。第1款分賦金は1億2,166万4,000円減額いたしまして35億2,866万6,000円と定めようとするものでございますが、詳細につきましては後ほどご説明申し上げますので、ここでは省略させていただきます。

第4款繰越金は6,606万4,000円増額いたしまして7,606万4,000円で、これは16年度からの繰越金でございます。

第6款組合債は460万円増額いたしまして2億1,100万円でございますが、これは焼却灰搬出設備改造工事の起債額が確定したことによるものでございます。

以上、歳入の補正額の合計5,100万円を減額いたしまして、歳入合計は38億8,900万円でございます。

恐れ入ります。8ページ、9ページをお開き願います。

歳出でございます。第2款事務所費の1目一般管理費で2,050万2,000円減額いたしまして2億145万1,000円でございますが、内容といたしましては、主に職員の配置人員を変更いたしましたことと、互助組合事業計画を見直したことによるものでございます。

第3款じん芥処理費は3,042万円減額いたしまして13億1,235万1,000円でございます。主な内容といたしまして、第1節報酬で200万5,000円の減額、これは嘱託員の人数が当初予定しておりました人数より1名少なかったことによるものでございます。

第2節から第4節までの人件費で1,960万2,000円の増額、これは事務所費でご説明いたしました内容と同様に、職員の配置人員を変更いたしましたことによるものでございます。

第9節旅費で5万8,000円の増額、これは17年度新規採用職員がクレーン運転業務に必要な資格を取得するために要した費用でございます。

第11節需用費で1,043万1,000円の減額、これは4月からの実績に基づき公害防止薬品等及び電気購入量を積算し直したことが主な内容でございます。

第13節委託料では556万5,000円の減額でございますが、主な内容は環境調査委託等契約差金と委託内容の仕様変更をしたものによるものでございます。

恐れ入ります。10ページ、11ページをお開き願います。

第15節工事請負費3,159万4,000円の減額は、主な内容といたしましては、工事内容の変更によるものと、灯油貯留槽通気管改修工事が追加されたことによるものでございます。

第19節負担金補助及び交付金39万9,000円の減額は、互助組合事業計画を見直したことによるものと、17年度新規採用職員がクレーン運転業務に必要な資格を取得するために要した講習会費用でございます。

第27節公課費8万6,000円の減額は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づきます汚染負荷量賦課金でございますが、過去分として単価の減、現在分として硫黄酸化物排出量の減によるものでございます。

第6款予備費7万8,000円の減額は調整でございます。

以上、歳出の補正の合計 5,100 万円を減額いたしまして、歳出の合計額は 38 億 8,900 万円でございます。

以上で平成 17 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第 12 号、平成 17 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、付属資料をごらんいただきたいと存じます。

平成 17 年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきましてご説明申し上げます。

基礎数値といたしまして、表 2、人口割合比較で組合市町の人口は平成 17 年 10 月 1 日現在の人口を採用いたしまして、全体で 232 人減少し、29 万 4,115 人で確定させていただきました。

構成市町別に申し上げますと、青梅市は 11 人増加し、14 万 859 人、負担割合は 47.89%。福生市は 232 人減少し、6 万 1,618 人、20.95%。羽村市は 20 人減少し、5 万 7,056 人、19.40%。瑞穂町は 9 人増加し、3 万 4,582 人、11.76%の負担割合となっております。

次に表 3、ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別に申し上げますと、青梅市は 3 万 3,600 トン、負担割合は 47%。福生市は 1 万 5,700 トン、22%。羽村市は 1 万 4,100 トン、19%。瑞穂町は 8,600 トンで 12%。合計しますと 7 万 2,000 トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表 1、分賦金比較につきましてご説明申し上げます。

組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算いたしております。

この積算結果から平成 16 年度繰越金を差し引いたものが 17 年度分賦金でございます。組合市町別に申し上げますと、青梅市は 2,359 万 6,000 円減額となりまして 16 億 7,387 万 7,000 円、福生市は 484 万 6,000 円減額となりまして 7 億 6,836 万 5,000 円、羽村市は 3,170 万 5,000 円減額となりまして 6 億 8,238 万 1,000 円、瑞穂町は 6,151 万 7,000 円減額となりまして 4 億 404 万 3,000 円となります。

分賦金の補正額の合計 1 億 2,166 万 4,000 円を減額いたしまして、分賦金は 35 億 2,866 万 6,000 円でございます。

以上で平成 17 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と、平成 17 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての説明とさせていただきます。

○議 長（清水信作） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。遠藤議員。

○11 番（遠藤洋一） つまらないことを聞くようですけども、10 ページのじん芥処理費の中で負担金補助及び交付金の中でちょっと気になっているんですが、課長の説明で各種講習等負担金が出ていますよね。そのときにさっきの説明だとクレーンの講習というようなお話があったんですが、我が組合ではあらかじめ資格を持った方を採用しているのではなくて、採用した者に資格を取らせるという考え方が基本なんですか。それとも、もしか普通に考えていると、採用のときにこういう資格を持った人を雇いましょうというのが大体どこでも常識ではないかと思うんですが、突然職員のだれかにクレーンをしてもらわないといけないということが発生して、こういう講習代金も組合負担になっているのかという基本的な考え方が一つと、それから今回の場合はどうなのかというのを伺いたいんですが。

○議 長（清水信作） 谷部課長。

○総務課長（谷部 清） 資格の取得についてでございますが、採用の時点ですべてうちの方で必要なものを持ってれば一番ありがたいのでございますが、中には必要な資格を持ってないで、人物的に優秀で採用した職員もおります。ただ、施設を運営していく上で必要な資格がございますので、そういうものにつきましては取得させるような形を取っております。

以上でございます。

○議 長（清水信作） 遠藤議員。

○11 番（遠藤洋一） どうもありがとうございました。だから基本的な採用のことを知りたいんですね。だから例えば今、課長がおっしゃったように、非常に初期の段階で、イニシャルな段階でいい方をとったとする、それでしかも資格が必要になってしまったということもあるけれども、しかしこういう採用もあるでしょう。つまり例えばクレーンの操作に必要な者をそのときに囑託でとるとか、あるいは臨時採用するとかということだってあり得るわけで、それは当然つまり採用計画とか実施計画がなければ成り立たないはずなんだけれども、そういうものは組合は、これは管理者に聞くのはなんだけれども、持っているんですかということなんですね。

○議 長（清水信作） 並木管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 細かいところは十分承知しておりませんが、最近の傾向といたしまして、職員を減らしていかなければならないというのはこの組合もほかの議会も同じでございますので、私たちが少数精鋭にしていこうと、そして資格を今持っている人もダブルでまた取っていただいて、少数で頑張ろうと、こういう姿勢は1、2年で、今採用している人たちにはどこまで資格を持っているか、そういう姿勢で採用しようという方向で進んでいることは事実でございます。

ですから、過去の皆さんの中でも一般職の人から技術を取得して上げていくということよりも、技術屋さんを採用して、その人に一般職を、庶務的なものも学んでいただこうと、それが基本的な今の採用であろうという方針で、西多摩衛生組合も一歩、二歩それを進めながら、それを実践している最中でございます。

このクレーンのことについては、それらも踏まえて私も、採用のときに決済をしたという記憶がございますので、方向性はそういうふうにしております。

○11 番（遠藤洋一） 結構です。方針を聞けばいいので、わかりました。

○議 長（清水信作） ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水信作） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 11 号及び議案第 12 号の 2 件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号、平成 17 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）及び議案第 12 号、平成 17 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件については原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これもちまして平成 17 年度第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 0 分 閉会

